# わたしがやる！あなたが始める！
# まちづくりの羅針盤

～市民が公益活動に取り組むための指針～

平成１９年１０月

（平成 24 年度改訂版）

熊　本　市

# はじめに　～指針の策定にあたり～

人が元気になれば、まちも元気になります。

市民の皆さん一人ひとりが、困っている人や地域のために、できることから始めるのが市民公益活動です。

現在、本市では、自治会等を始めとする地縁による団体に加え、ボランティア団体、NPO 法人が数多く設立され、市民の皆さんが主体となった市民公益活動が、活発に行われています。

今後、市民の皆さんの参画と協働のもとに「新しい熊本づくり」を更に進めていくためには、市民の皆さんが主体となって展開される市民公益活動が、その大きな原動力となるものです。

そのため、本市として、この市民公益活動を、広く市民の皆さんに理解していただき、その活動をより推進していくために、この度、「わたしがやる!　あなたが始める!まちづくりの羅針盤　～市民が公益活動に取り組むための指針～」を策定しました。

この指針は、各種活動団体の代表者や市民の皆さんによる検討委員会において、市民の皆さんと行政が共に理解し共有するものとして、市民公益活動や活動団体に関すること、活動団体の協働のあり方やその原則、また、活動の推進に関する行政との連携等について協議・検討しまとめたものです。

これから活動を始めたい人、既に活動を行っている人など、市民の皆さん一人ひとりが、この指針を基に、市民公益活動の意義と役割等を認識され、まちづくりの主体として新しい熊本づくりの輪を広げていかれることを期待します。

# 目　次


Ⅰ　市民公益活動　**【一人ひとりの想いから始まる活動です】**

Ⅰ-1　市民公益活動の基本的な事項について　・・・・・・・・・・・・・・・P.1

（1）市民公益活動とは？
（2）その活動の共通事項とは?

Ⅰ-2　市民公益活動の社会的意義と役割について　・・・・・・・・・・・・P.1

（1）行政の枠を超えた新しい公共を創る活動です。
（2）市民の主体性の発揮により、その自治力を高める活動です。
（3）地域社会の秩序形成や市民のやる気を向上させます。
（4）社会を支え、変えていく力を持っています。
（5）コミュニティを活性化させる力を持っています。
（6）新たな社会経済活動の主体となり得ます。

Ⅱ　市民公益活動を始める　**【始めるための Q&A です】**

Ⅱ-1　個人で公益活動に参加する　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.3

（1）相談する窓口は？
（2）どんな活動が行われているのか？
（3） 自分に合った活動の見つけ方は？

Ⅱ-2　地域活動に参加する　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.4

（1） 自分の地域のことをよく知るには？
（2） 自治会はどんな活動をしているの？
（3） 自治会に加入するには？

Ⅱ-3　組織化して活動する　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.5

（1） 活動を継続させるためには？
（2） ＮＰＯ法人格を取得するには？
（3） ＮＰＯ法人になると？

Ⅲ　市民活動団体　**【公益活動を行う人の集まりです】**

Ⅲ-1　市民活動団体の基本的な事項について　・・・・・・・・・・・・・・P.6

（1） 市民活動団体とは？
（2）その団体の共通事項とは?

Ⅲ-２　市民活動団体の種類について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.6

（１）基本となる市民活動団体は？
（２）市民活動団体の２つのタイプについて
（３）２つのタイプに違いはあるのですか？
（４）企業の社会貢献活動は？

Ⅲ-３　市民活動団体とボランティアの関係について　・・・・・・・・・・・P.8

（１） ボランティアとは？
（２） 市民活動団体との関係は？

Ⅳ　市民活動団体間の協働　**【みんなの協働で、わたしたちのまちは、もっと住みよいまちになります】**

Ⅳ-１　市民活動団体間の協働について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.9

（１）団体間の協働とは？
（２）協働の「つなぎ役」となるものは？
（３）協働を進める際に必要なことは？
（４）地縁型団体とテーマ型団体の協働の取り組みは？

Ⅳ-２　市民活動団体と行政の関係について　・・・・・・・・・・・・・・・・P.10

（１）市民活動団体間の協働のために行政に求められることは？
（２） 市民活動団体と行政が協働を行う場合は？
（３） 市民活動団体と行政の連携による相乗効果は？

Ⅴ　活動推進への取り組み　**【活動の推進には、市民活動団体と行政の連携が重要です。】**

Ⅴ-１　情報の共有化への環境整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.12

（１） 活動団体の情報発信と提供
（２） 活動事例集の作成
（３）他の機関の情報の提供

Ⅴ-２　交流、ネットワークづくりの場の提供と活用・・・・・・・・・・・P.13

（１）熊本市市民活動支援センタ・あいぽーとの活用
（２）地域コミュニティセンター、公立公民館の活用

Ⅴ-３　活動者の広がりと人材の育成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.14

（１） 市民活動団体交流会等の開催
（２） 職員の理解と参加の促進

Ⅴ-４　事業や仕組み等による取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.15

（１） チャレンジ協働事業の実施
（２）校区自治協議会の推進
（３）ボランティア活動保険への加入促進
（４）ふれあい美化ボランティア制度の推進
（５）活動資金確保のための情報収集・発信

※市民公益活動を推進するための取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・P.17

【参考１】　協働に関する基本的事項

１　協働の領域　**【協働には様々な協力し合う関係があります】**・・・・・・・・P.18

２　協働の１０の原則　**【協働のより良いパートナーを創る原則】**・・・・・・・P.19

３　協働の６つの形態　**【協働には基本的な6つの形態があります】**・・・・・・P.20

【参考２】　市民公益活動に関するＱ&Ａ　・・・・・・・・・・・・・・・・・P.21

# Ⅰ　市民公益活動　**一人ひとりの想いから始まる活動です。**

## Ⅰ-1　市民公益活動の基本的な事項について

### （1）市民公益活動とは？

◎　社会的役割（他人や社会への貢献）を意識した市民の皆さんによる活動を、この指針では市民公益活動と言います。

◎　言い換えれば、「～私はあなたのために何ができる～」といった想いがその活動の原点にあります。

### （2）その活動の共通事項とは？

◎　市民公益活動の基本的な共通事項とは、次のとおりです。

① 市民の皆さんの自由な意思に基づく自発的な活動であること。

② いつでも誰でも自由に参加できる開かれた活動であること。

③ 宗教・政治・私的営利活動を目的とする活動ではないこと。

## Ⅰ-2　市民公益活動の社会的意義と役割について

### （1）行政の枠を超えた新しい公共を創る活動です。

◎　少子高齢化がますます進むなど、社会環境は大きく変化しており、市民の皆さんが求めるニーズは、これまで以上に多様化しています。

◎　これに対し、行政は、本来、市民全体に対し公平性・均一性を保つことを基本としており、市民一人ひとりへのきめ細やかなサービス提供を、行政だけで対応することは困難になっています。

◎　行政の対応に比較し、市民公益活動は、社会の変化や多様なニーズに対し、迅速かつ的確に対応することができます。

**注)新しい公共とは**

従来の「行政によりもっぱら担われてきた公共」に対し、市民・事業者・行政の協働によって課題を解決していくものであり、市を構成するみんなが手を携え担っていく公共の考え方を「新しい公共」といいます。

## （2）市民の主体性の発揮により、その自治力を高める活動です。

◎　市民公益活動は、市民の皆さん自らが主体的に展開する活動です。
◎　また、自らの力が社会的な課題の解決の原動力となることを実感していくことを通じ、市民の皆さんによる自治力を高める活動です。

## （3）地域社会の秩序形成や市民のやる気を向上させます。

◎　市民公益活動は、その活動を通じて地域社会の秩序形成を高める機能を持っているとともに、【市民の皆さんのやる気】（シチズン・エンパワーメント）を向上させる役割も担っています。

## （4）社会を支え、変えていく力を持っています。

◎　活動の形態や大小に関係なく、市民公益活動は、社会を支える新しい力を持っており、まちづくりの推進力となります。
◎　また、その活動は、伝統的な活動の推進とともに、新しい活動に転換していくものがあり、新しい人間関係の発掘・創造が地域の活性化へ繋がり、世代間交流や地域の再生力が期待されます。

## （5）コミュニティを活性化させる力を持っています。

◎　少子高齢化や核家族化の進展に伴い、住民間のつながりが希薄化し、コミュニティの活力が低下している地域がでてきています。
◎　市民公益活動は、コミュニティを活性化させる一つの手段（手法）です。

（注）コミュニティとは
　同じ地域社会に住む人々によって構成され、住みよく暮らしやすいまちづくりに向けた自主的な地域活動が行われている集団及びその区域をコミュニティといいます。

## （6）新たな社会経済活動の主体となり得ます。

◎　市民公益活動は、新しい社会経済活動の主体としての役割を果たせるものです。
◎　これまで、行政が行ってきたサービスの中には、市民公益活動を通じて対応できるものがあります。
◎　また、そのことを広く市民の皆さんに気付かせる役割も市民公益活動は担っています。

# Ⅱ　市民公益活動を始める　**始めるための Q&A です。**

## Ⅱ-１　個人で公益活動に参加する

### （１）相談する窓口は？

◎ 熊本市総合保健福祉センター　ウェルパルくまもと（以下「ウェルパル」という。）1階にある、熊本市市民活動支援センター・あいぽーと（以下「あいぽーと」という。）でボランティア等の公益活動を始めたい方のご相談をお受けしています。
◎ また、市民協働推進課（本庁１２階）でもご相談をお受けしています。
※お問合せ（あいぽーと　366-0168・　市民協働課　361-0168）

### （2）どんな活動が行われているのか？

◎ あいぽーとに、各種団体の情報誌やチラシ等、お知らせ情報が掲示されています。
◎ また、市役所１階にもボランティア・ＮＰＯ関係のお知らせコーナーがあります。
◎ 市のホームページに、ボランティア・ＮＰＯ団体等からの参加・協力者の募集や、研修会・実施事業等の情報を随時掲載しています。
◎ あいぽーとでは、市民活動団体の活動報告会を実施しています。

### （3）自分に合った活動の見つけ方は？

◎ 自分はどんなことをやりたいのか等、次の点を参考に、自分の活動の条件等を整理してみましょう。

① 興味のある分野は何だろうか。（環境、福祉、子ども等）
② どこまで出かけられるか。　（自宅近く、校区内、市内どこでも等）
③ 活動できる時間帯は。　（昼間だけ、夜間だけ、休日のみ等）
④ 特技、趣味等を活かしたい。（語学、何らかの資格がある、体力に自信がある等）
⑤ 活動の目的は。（職場や家庭以外で人との交流の場が欲しい、社会貢献の仲間を作りたい等）

◎ また、参加してみてわかることもありますので、興味のあるボランティア募集等があれば、先ず積極的に参加してみることが大事です。

## Ⅱ-２　地域活動に参加する

### （１）自分の地域のことをよく知るには？

◎ 地域には、その地域に受け継がれた歴史や文化があり、また、環境美化、防犯・防災活動、夏祭りなど地域に密着した活動が行われています。地域の状況や具体的な活動内容などについては、お住まいの地域の自治会長さんにお尋ねしてみましょう。

◎ そして、自分に合った面白そうな活動から参加してみましょう。ご近所の方々とふれあい、楽しみながら活動することで、生活が充実し、地域のことも良くわかるようになると思います。

### （2）自治会はどんな活動をしているの？

◎ 自治会は、同じ地域に住む人たちの意思によって自主的につくられた住民自治組織です。自治会では、日常生活の中で発生する地域の課題をお互い協力し合って解決したり、住みよい豊かなまちづくりのため、次のような活動を行っています。

・防犯、交通安全　　・自主防災活動
・環境美化活動　　・地域福祉活動
・レクレーション活動　　・市からの広報文書の配布、回覧など

### （3）自治会に加入するには？

◎ お住まいの地域の自治会長さんにお問い合せください。
（自治会長さんが、どなたかご存知ない場合は、各区まちづくり推進課へお問い合せください。）

中央区まちづくり推進課　　３２８－２６１４
東区　まちづくり推進課　　３６７－９１２２
西区　まちづくり推進課　　３２９－１１４６
南区　まちづくり推進課　　３５７－４１１４
北区　まちづくり推進課　　２７２－１１１２

# Ⅱ-３　組織化して活動する

## （１）活動を継続させるためには？

◎ 先ず、活動に参加される人みんなで、次の点を共有することが必要です。
　①「想い」：自分達は何がしたいのか。
　②「社会ニーズとの適合」：社会のニーズに合い、共感を得られる活動か。
　③「自分達にできること」：活動メンバーでできる活動から始める。

◎ また、活動を継続していくためには、次の点を振り返り、次回以降の活動に活かしていくことが大事です。
　① 自分達の伝えたいことは伝わったか。
　② 参加者の満足度はどうだったか。
　③ 良かった点、悪かった点とその理由。
　④ 準備段階、活動段階の各々に問題はなかったか。
　⑤ メンバーの役割分担はうまくいったか。　など

## （２）ＮＰＯ法人格を取得するには？

◎ 現在、市内のみに事務所を置くＮＰＯ法人の認証は熊本市で行っています。
◎ あいぽーとでＮＰＯ法に関する各種相談や設立認証等の事前相談を行っています。
◎ なお、市のホームページからも「法人格取得」に関する情報を検索できます。
　※「熊本市ホームページトップ⇒市民協働のひろば⇒ＮＰＯ法人認証・認定について

## （３）ＮＰＯ法人になると？

◎ 法人になると、法的な根拠・社会的な位置付けが明確になります。
　（注：現在、熊本市内には、既に３００を超えるＮＰＯ法人があります。）
◎ 例えば、様々な契約を行う際に、任意の団体と異なり代表者個人ではなく、法人（組織）として契約できます。
◎ また、自主事業を行う際、あるいは委託を受ける際等に、組織体としての活動が行いやすくなり、社会的な信用が得られやすくなります。
◎ その一方で、所定の活動報告や税務処理の事務等が生じるとともに、法人としての経営能力が求められます。
◎ いずれにしても、法人格を取得するかどうかは、自らの団体の規模や性格、今後の事業展開等を考慮され、法人となる必要性の有無等を整理し、検討する必要があります。

# Ⅲ　市民活動団体　**公益活動を行う人の集まりです。**

## Ⅲ-１　市民活動団体の基本的な事項について

### （１）市民活動団体とは？

◎　市民公益活動は、個人で行うもの、グループで行うもの、組織化して行うものなどと、様々な形態や段階がありますが、この指針では、同じ目的を共有し、市民の皆さん自身により組織化された人の集まりを、市民活動団体といいます。

### （２）その団体の共通事項とは？

◎　市民活動団体の基本的な共通事項とは、次のとおりです。

①　明確な目的を持つ組織であること。

②　団体の規模の大小にかかわらず、自立した組織として、活動が継続的に行われること。

③　社会的貢献を果たしていく上でのルールを自分たちで作り、自分たちで規制でき、その意思が決定できる組織であること。
（規約・会則等により、代表者の選出や団体運営の方法等が決められていること。）

④　活動のための自己資金調達ができる組織であること。

## Ⅲ-２　市民活動団体の種類について

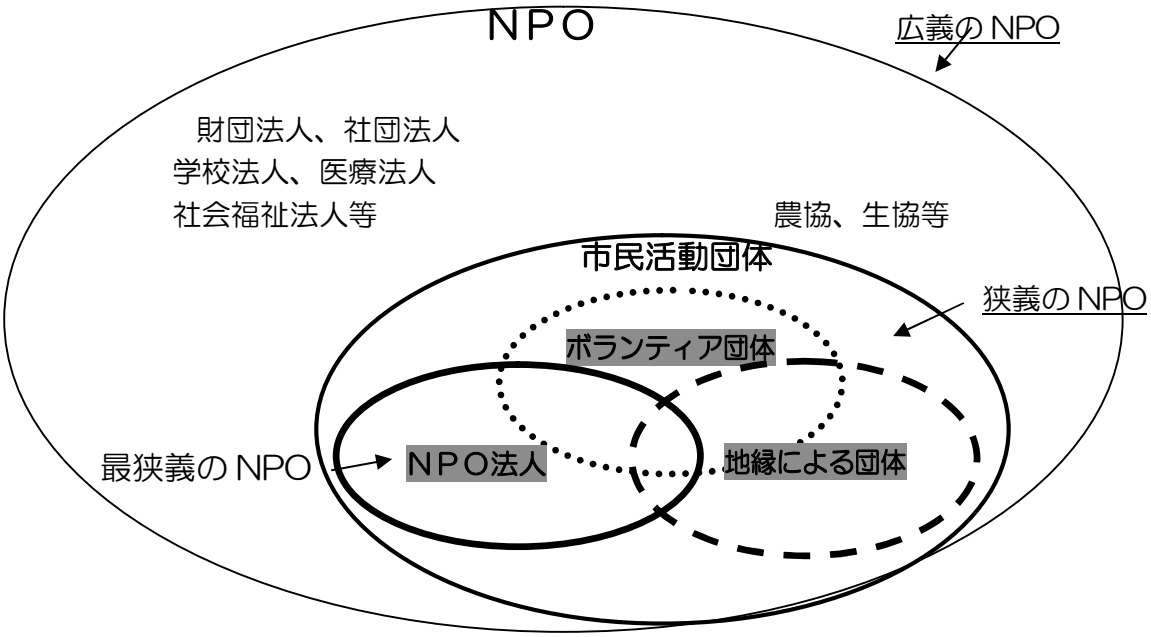
### （１）基本となる市民活動団体は？

◎　前項に示す様に、市民活動団体は、社会的役割（社会的貢献）を意識した、市民の皆さんによって自発的に組織化され、継続的な活動を行う団体としています。

◎　このため、次のページの「ＮＰＯの概念図」において、狭義のＮＰＯに入る次の３種の団体を、市民活動団体の基本として位置づけます。

①　ボランティア団体　　②　ＮＰＯ法人　　③　地縁による団体

## 【 NPOの概念図 】




（注）ＮＰＯとは

近年、ＮＰＯという言葉が盛んに使われていますが、ＮＰＯとは、「民間非営利組織」を意味し、行政や私的営利を目的とした組織である企業とは異なる、社会的な使命を目的とした民間の組織をいい、法人格の有無は問いません。

ＮＰＯは、上記に示すとおり、その領域は大きく分けて、「広義」、「狭義」、「最狭義」の３つのＮＰＯに区分されます。

その中で、ＮＰＯ法人とは、特定非営利活動促進法に基づき、法人格を取得し活動する組織であり、ＮＰＯの領域の中で、「最狭義のＮＰＯ」を指すものとされています。

## （2）市民活動団体の２つのタイプについて

◎　市民活動団体の基本としている「地縁による団体」、「ボランティア団体」、「ＮＰＯ法人」の３つの団体は、その成り立ちや性質等から、次のとおり、「地縁型団体」と「テーマ型団体」の２つのタイプに分けられます。

| 地縁型団体 | テーマ型団体 |
|---|---|
| 一定の地域に居住する人々により結成され、その地域の課題の解決や、より暮らしやすい環境づくりに取り組む、自治会等の「地縁による団体」をいいます。 | 地域の枠を超え、特定の社会的な目標を共有する人々が集い活動を行う、「ボランティア団体」、「ＮＰＯ法人」をいいます。 |

### （3）２つのタイプに違いはあるのですか？

◎　活動の展開の仕方や、そのルールに違いはありますが、具体的な活動内容には、重なる部分が相当あり、「地縁型団体」、「テーマ型団体」双方とも、社会的貢献を目標に活動している点では同じです。

### （4）企業の社会貢献活動は？

◎　市民活動団体の他に、民間企業は、地域社会の中で「企業市民(法人市民)」として位置づけられ、市民活動団体や行政とともに、新しい公共の担い手としての役割も持っています。

◎　実際に、企業が主体的に実施するボランティア活動や市民活動助成制度などの社会貢献活動が、近年盛んに行われています。

◎　これらの民間企業による社会貢献活動は、その社会的信頼を高めるとともに、市民活動団体・行政と連携することで、社会全体の公益活動の広がりに力を発揮していくことが期待されます。

## Ⅲ－３　市民活動団体とボランティアの関係について

### （1）ボランティアとは？

◎　ボランティアとは、他人や社会への貢献のために、自ら進んで行う個人の想いを基にした活動であり、基本的には個人の立場・姿勢を表す言葉です。

◎　また、その活動には、個人の想いから始まったものが、同じ仲間で作るグループになり、ひいては、市民活動団体としての要件を備えたボランティア団体となっていくなど様々な段階があります。

### （2）市民活動団体との関係は？

◎　この個人の想いを基にしたボランティアは、ボランティア団体、ＮＰＯ法人、地縁による団体などの市民活動団体に様々な形で参加し、協力していくことにより、団体が行う公益活動を支えています。

◎　このため、これまで以上に、多くの市民の皆さんによるボランティアの裾野が広がっていくことは、様々な市民活動団体を活性化し、市民公益活動を推進していくためのベースとして重要です。

# Ⅳ　市民活動団体間の協働

**みんなの協働で、わたしたちのまちは、もっと住みよいまちになります。**

市民活動団体間の協働により、各々の団体活動の活性化などのメリットがあるとともに複数の団体の特性を活かすことによって、目標の達成により高い効果が発揮されます。

## Ⅳ－１　市民活動団体間の協働について

### （１）団体間の協働とは？

◎　市民協働と言った場合、市民の皆さんと行政との間の協働を連想しがちですが、本来、様々な団体間による協働の関係があります。

◎　団体間の協働とは、市民活動団体が、社会的目標を達成するために、各々の団体が対等な立場で、持っている人的な資源や専門性・技術力などを出し合い、協力し、お互いに補完し合って活動していくことです。

◎　なお、団体間の協働は、地縁型間において、テーマ型間において、また、地縁型とテーマ型間においてと、次のとおり、様々な形があり得ます。

**【市民活動団体間の様々な協働の関係イメージ】**

①「ボランティア団体」と「ボランティア団体」
②「NPO 法人」と「NPO 法人」
③「ボランティア団体」と「NPO 法人」
④「地縁による団体」と「地縁による団体」
⑤「地縁による団体」と「ボランティア団体」
⑥「地縁による団体」と「NPO 法人」
⑦「地縁による団体」と「ボランティア団体」と「NPO 法人」

### （２）協働の「つなぎ役」となるものは？

◎　協働とは、ある目標を達成するための「手段」であり、協働すること自体が目的ではありません。

◎　他者（他の団体）と協働を図っていく場合の「つなぎ役」は、お互いが共有できる「目標」があることです。

### （３）協働を進める際に必要なことは？

◎　「つなぎ役」である目標を、団体間で、共感し、共有して活動を展開していくためには、先ず、団体の活動情報を相互に共有していくことが必要です。

◎　それにより、同じ目標に関し、協働を求める団体と、それに対応できる団体の繋がり（ネットワーク）ができ、このネットワークの広がりが協働には重要です。
◎　また、会則等により適正な運営がなされているかなど、開かれた組織で、透明性があることが重要です。

### （4）地縁型団体とテーマ型団体の協働の取り組みは？

◎　例えば、子育て支援、環境保全、安全安心のまちづくりなどといった、ある地域が抱える課題があるとします。
◎　その地域の課題に関して、専門的な知識や技術力を持っているボランティア団体やＮＰＯ法人が、その地域の自治組織と一緒になって、課題に対する適切で具体的な解決策を導き出していくなど、様々な分野での協働が考えられます。

## Ⅳ-２　市民活動団体と行政の関係について

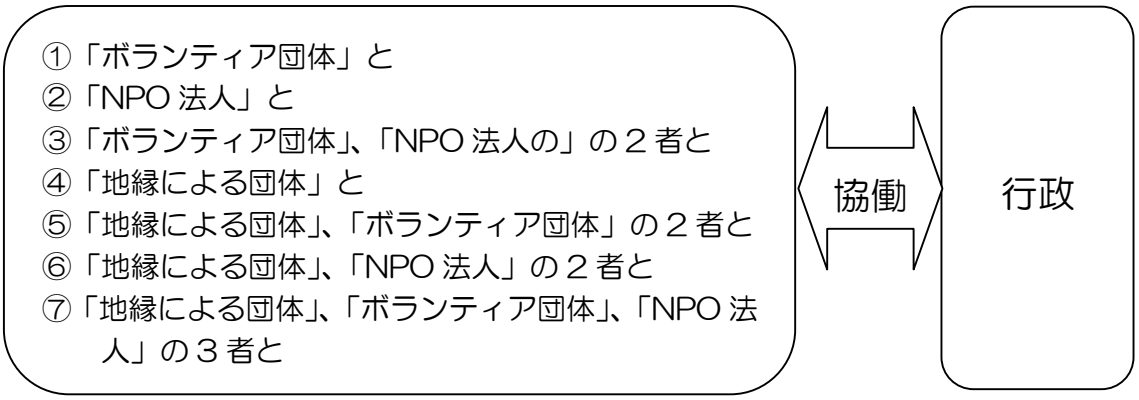
### （1）市民活動団体間の協働のために行政に求められることは？

◎　今後の行政のあり方として、行政は、先ず市民の皆さんの自発性を尊重します。
◎　次に、行政は、幅広い情報を提供（広報誌や市ホームページなどの活用）します。
◎　更に、市民の皆さんによる主体的な活動の促進や活動団体間のネットワーク化・協働が推進されるよう、市民公益活動の情報センターとしての役割を果たしていきます。

### （2）市民活動団体と行政が協働を行う場合は?

◎　一定の課題に対して市民活動団体と行政が協働して取り組む場合の関係は、市民活動団体間の協働のあり方と基本的に同じです。
◎　行政は、市民活動団体の主体性を尊重し、お互いが目標を共有し、課題の解決に、対等な関係で協力・補完し合う関係であることが重要です。
◎　なお、市民活動団体と行政との協働は、次のとおり、様々な形・組み合わせがあり得ます。

**【市民活動団体と行政との様々な協働の関係イメージ】**



## （3）市民活動団体と行政の連携による相乗効果は？

◎　市民活動団体の主体的な活動と行政の後押しがうまく交わることによって、市民活動団体の広がりと活性化をもたらし、新しい市民社会を創っていくことが期待されます。

◎　また、「新しい公共」の考え方に基づく、市民の皆さんと行政の役割の明確化が図られます。

◎　行政は、活動団体と交流・連携していくことによって、その体質改善・意識改革が促されます。

### （注）協働に関する基本的事項について

今後、市民活動団体間で、あるいは市民活動団体と行政との間で「協働」を進めていく際に、事前に市民の皆さんの間で、また行政内部で、理解され共有される「協働に関する基本的な事項」があります。

この点については、１８ページから２０ページの【参考１】において、次の３つの基本的事項を記載していますので、ご参照下さい。

１「協働の領域」　・・・・・・・・・P.18

２「協働の１０の原則」　・・・・・P.19

３「協働の６つの形態」　・・・・・P.20

# Ⅴ　活動推進への取り組み

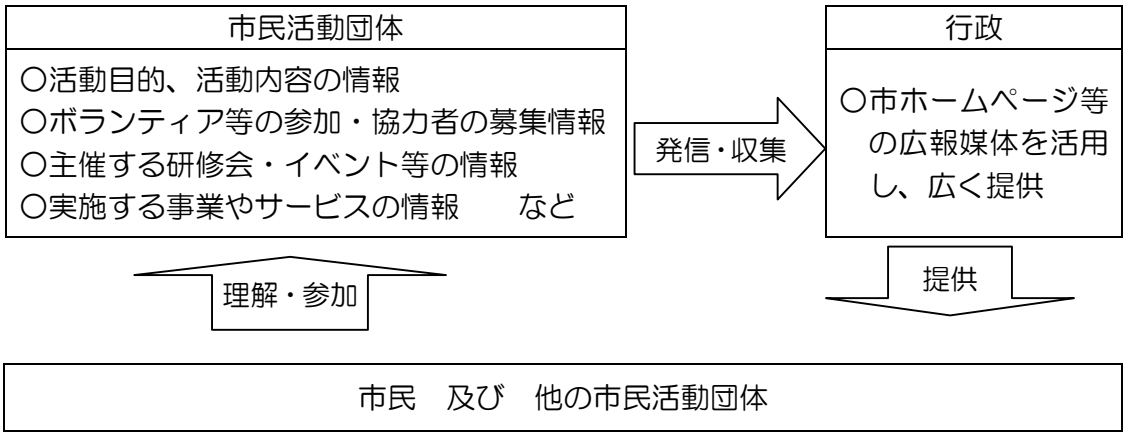
**活動の推進には、市民活動団体と行政の連携が重要です。**

## Ⅴ-１　情報の共有化への環境整備

◎　市民公益活動を推進していくためには、市民活動団体の目的や活動の意義、その活動内容等の情報が、広く市民の皆さんや他の団体に理解されることが求められます。
◎　それにより、より多くの市民の皆さんの参加や協力が広がっていくとともに、団体間の連携が図られていきます。
◎　そのため、市民活動団体は、自ら積極的に情報を発信し、行政は市民活動団体の協力を得ながら、各団体の情報の共有化を進め、市民の皆さんが主体的に参加し、活動が推進されていくための環境づくりに取り組んでいきます。

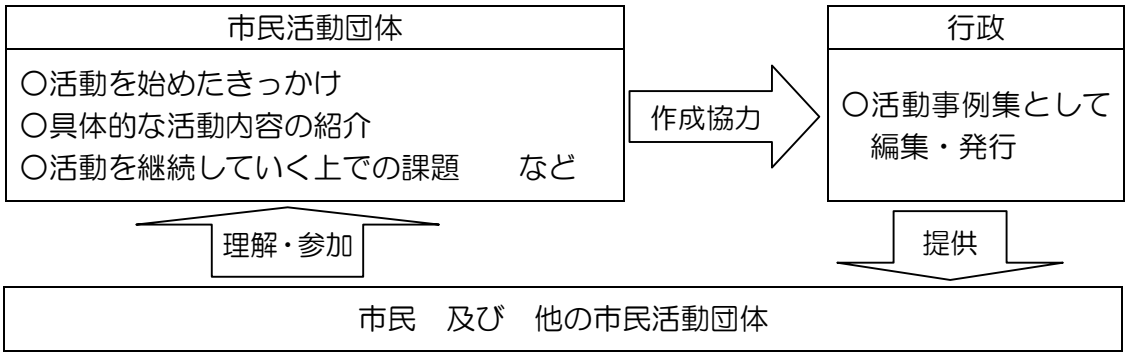
### （１）活動団体の情報発信と提供

◎　市民活動団体は、自ら積極的に団体の活動内容等の情報を発信していきます。
◎　行政は、その情報等を常時収集し、即時性のある情報として広く市民の皆さんに提供していきます。



### （2）活動事例集の作成

◎　行政は、市民公益活動の状況等を、よりわかりやすい形で、広く市民の皆さんに情報提供していくため、各市民活動団体の協力を得ながら、「活動事例集」の作成に取り組みます。




### （3）他の機関の情報の提供

◎　行政は、市民公益活動に関する他の機関の情報を、市ホームページの関連情報として広く提供していきます。

○県のパレアの「ボランティア・NPO ネット」情報
・NPO 法人の設立手続きや申請情報
・県内の NPO 法人、ボランティア団体の情報　など

○シティエフエムの「くまもと校区ネット」情報
・市内各校区のまちづくりの取り組み情報　など

## Ⅴ-2　交流、ネットワークづくりの場の提供と活用

◎　活動の交流、ネットワークづくりを推進していくためには、市民の皆さんに活用される場の提供が必要です。
◎　そのため、行政は、次の施設がより活用されるよう取り組んでいきます。

### （1）熊本市市民活動支援センター・あいぽーとの活用

◎　現在、ウェルパル１階にあるあいぽーとについて、市民の皆さんのボランティアの相談窓口として、また、活動団体の打ち合わせ・作業・交流の場として活用されるよう、その機能の充実を図っていきます。

◎　特に、今後、あいぽーとが、「市民公益活動の拠点」として、ボランティア・NPO 法人等のテーマ型の団体のみならず、地縁型の団体においても、他の団体の情報収集やネットワークづくりの場となるよう、各市民活動団体の協力を得ながら、団体の活動情報の収集に力を入れていきます。

### （2）地域コミュニティセンター、公立公民館の活用

◎　「地域コミュニティセンター」について、地域の皆さんによる利用促進や自主事業の活発化等を通じ、地域の交流・ネットワークづくりの場としての活用を図っていきます。

◎　「公立公民館」について、地域の諸団体や生涯学習ボランティア・ＮＰＯ法人等との連携を進め、地域の学習・交流の場としての活用を図っていきます。

## Ⅴ-３　活動者の広がりと人材の育成

◎　市民公益活動を推進していくためには、活動者の広がりとともに、活動を担っていく人材の育成が重要です。

◎　そのため、行政は次の取り組みにより側面から支援します。

### （1）市民活動団体交流会等の開催

◎　市民活動支援センターにおいて、市民活動団体間の交流会や発表の場としての文化祭等を開催しています。

◎　これにより、活動への参加・協力者の拡大の方策や組織経営等に関する情報交換を行い、団体の主体性によって、活動を担っていく人材の育成が図られるよう取り組んでいきます。

### （2）職員の理解と参加の促進

◎　職員には、市民の一員として、地域活動やボランティア等のＮＰＯ活動への理解と自発的な参加が求められます。

◎　また、市民活動団体と行政との間の協働を進めていくためには、職員が公益活動の意義や役割等を十分理解しておくことが必要です。

◎　そのため、地域活動やボランティア等のＮＰＯ活動の関係者を講師として招く等、市民公益活動への職員の理解と参加意欲が推進される研修を実施していきます。

## Ⅴ-4　事業や仕組み等による取り組み

◎　市民公益活動は、市民の皆さんの自主性・主体性が発揮される活動です。
◎　行政は、その活動が自立したものとして発展していくことを尊重し、次の事業や仕組み等を通じて、側面からの支援を行っていきます。

### （1）チャレンジ協働事業の実施

◎　特定の課題に対し、市民活動団体と行政が協定を締結し、協働で事業を実施する「チャレンジ協働事業」を実施しています。
◎　この事業の実施を通じて得られた、市民活動団体と行政との協働の形や進め方・成果等の検証を行い、広く市民の皆さんに公表するとともに、行政内部でも共有し、市民活動団体と行政との具体的な協働のあり方等を示し、市民協働事業を推進していきます。

### （2）校区自治協議会の推進

◎　地域の自治を推進し、地域住民の皆さんの力で「住みよく暮らしやすいコミュニティづくり」を進めていくための組織として、小学校区を単位とする校区自治協議会の設立とその機能が発揮されていくよう、まちづくり担当職員等を通じた支援を行っていきます。

### （3）ボランティア活動保険への加入促進

◎　安心して活動に参加できる環境づくりのため、「熊本市ボランティア活動保険」への団体加入を促進していきます。
◎　この活動保険には、ボランティア団体を始め、自治会等の地縁による団体、NPO 法人など、各種の公益活動を行う団体やグループが無料で加入できます。

### （4）ふれあい美化ボランティア制度の推進

◎　市の管理する道路・河川・公園・町内区域などの公共施設等を対象に、市民の皆さんで構成されたグループ、自治会、企業などが、市と協定を結び、主体的・継続的に、対象施設等の美化活動等に取り組む「ふれあい美化ボランティア制度」を推進していきます。
◎　協定団体に対し、必要な清掃用具の貸与、清掃後のゴミの回収、ボランティア活動保険への加入による支援を行います。
◎　なお、この取り組みは、まちの美化だけでなく、活動を通じて、地域への愛着や住民間のふれあい・交流を深め、地域コミュニティの活性化を図ることも目的としています。

## （5）活動資金確保のための情報収集・発信

◎　市民活動団体の活動資金は、団体の自立性を尊重し、団体による自主的な活動資金の確保が図られることが必要と考えます。

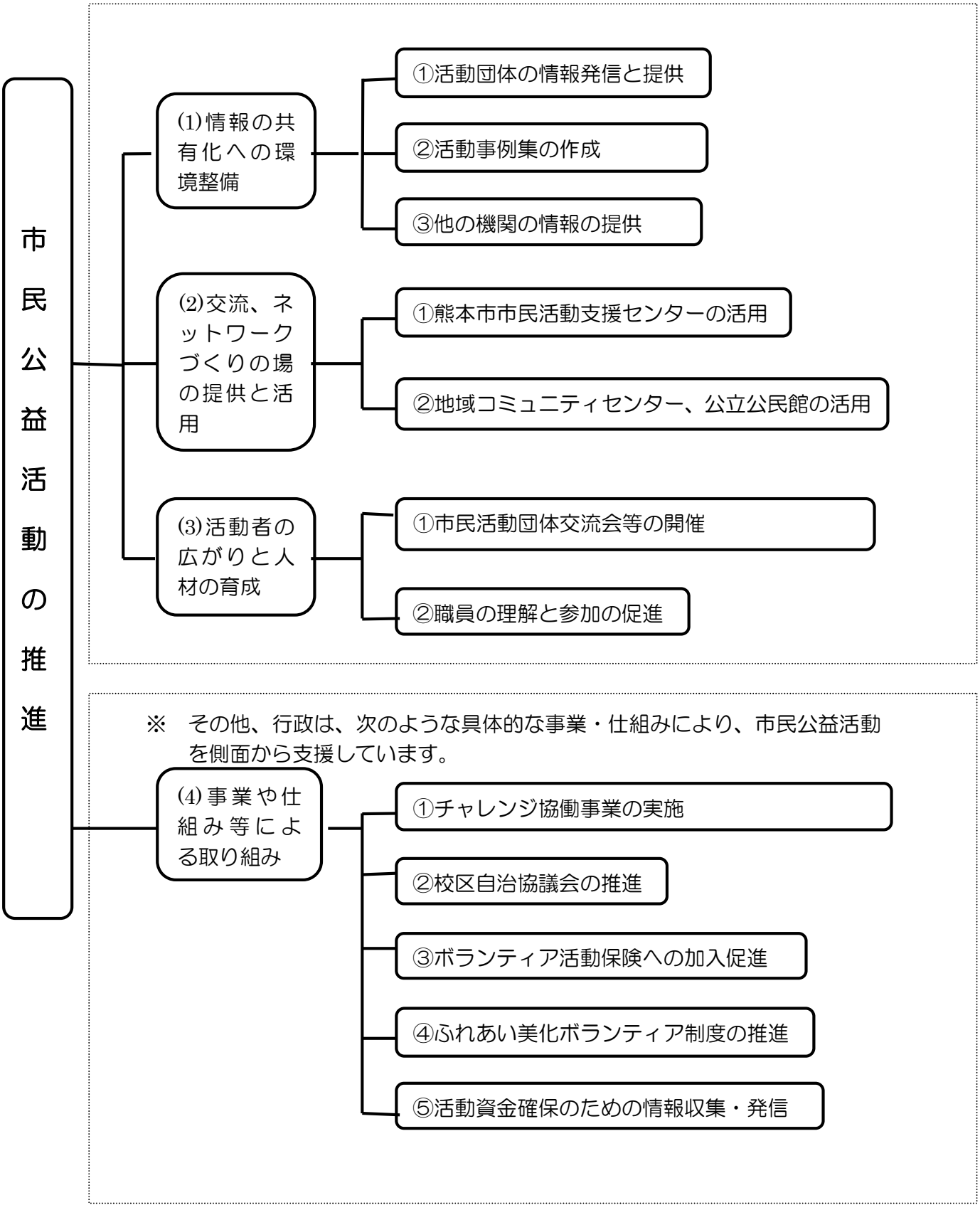
◎　そこで行政は、次のような情報提供により、団体の資金確保を側面から支援します。

・会費収入確保のため、団体の会員募集情報を市民の皆さんへ提供すること。

・事業収入の確保のため、団体の行う事業・サービス情報を市民の皆さんへ提供すること。

・財団や民間企業からの「活動助成金制度」情報を団体へ提供すること。

# 市民公益活動を推進するための取り組み



# 【参考１】　協働に関する基本的事項

## １　協働の領域　　**協働には様々な協力し合う関係があります。**

◎　異なる主体間の協働には、次のとおり、様々な形で協力し合う関係があります。

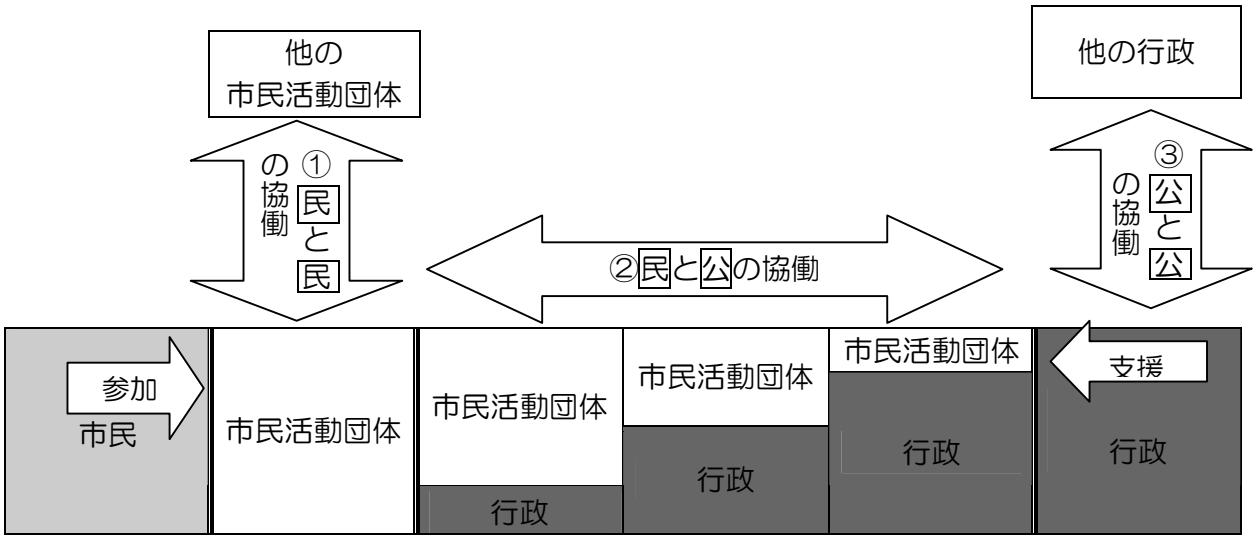
①　市民活動団体間の協働を「民と民の協働」といいます。

②　市民活動団体と行政の間の協働を「民と公の協働」といいます。

③行政間の協働を「公と公の協働」といいます。

「注」ここでいう公とは、行政が専門に担う領域をいいます。

**【　協働の領域の概念図　】**




| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 市民個々の活動領域 | 活動団体が主体的に活動する領域 | 活動団体に行政が協力する領域<br><br>・行政の後援<br>・行政による広報等の事業協力等 | 活動団体と行政が相互に協力する領域<br><br>・共催<br>・政策提案<br>・協定・契約等 | 行政に活動団体が協力する領域<br><br>・行政が行う事業への市民活動団体の後援、事業協力等 | 行政が専門に担う領域 |

## ２　協働の１０の原則　　**協働のより良いパートナーを創る原則**

◎　市民活動団体間で、或いは市民活動団体と行政が協働を行っていくためには、事前に十分に理解し、共有しておくべき、次の１０の原則があります。

**①　対等の原則**

上下の関係ではなく、対等な主体としての関係を保つこと。

**②　公開の原則**

協働のプロセスや結果等について積極的な公開による説明責任を果たし、協働についての社会的な理解と信頼を得ること。

**③　話し合いの原則**

日頃から話し合いの場を持ち、相互理解を深めることにより、協働の可能性の模索や協働の取り組みの拡大を図っていくこと。

**④　相互理解の原則**

お互いの立場・特性を理解・尊重し、お互いが果たすべき役割や責任分担等を明確にしていくこと。

**⑤　目標共有の原則**

お互いに協働によって達成しようとする目標を共有すること。

**⑥　求同尊異の原則**

同じ目標を求める上で、異なった意見を尊重し、自分の主張に取り込むこと。

**⑦　補完性の原則**

お互いの得意分野を出し合い、足りないところを補い合っていくこと。

**⑧　自主性尊重の原則**

お互いの活動が、自主的かつ自己責任のもとで行われていることを理解し、その主体性を尊重すること。

**⑨　自立尊重の原則**

お互いの活動が、経営的に自立する方向で協働を進めること。

**⑩　時限性の原則**

一定の時期毎に客観的に評価し、協働を継続するか否か等を常に検証し、次のステップにつなげていくこと。

## ３　協働の６つの形態　　**協働には基本的な６つの形態があります。**

◎　協働の基本的な形態には、次の６つがあります。
◎　協働を行う場合、協働の原則に掲げるとおり、事業の検討段階から協議を行い、目標と情報の共有化が必要です。
◎　そのためには、必要に応じ、事前に協定書等を作成し、役割分担や経費負担などの取り決めを明確にし、透明性を確保しておくことが重要です。

### ①　情報提供・情報共有

市民活動団体間で、或いは活動団体と行政の間で、協働に関する提案、意見、市民のニーズなどについて、相互に情報を交換すること。

### ②　後援

市民活動団体間で、或いは活動団体と行政の間で、相互に後援という形で名を連ねること。後援により、その事業に対する社会的な理解や関心、信頼が増す効果があります。

### ③　政策提案

市民活動団体が有する専門的な知識、技術や、地域に密着したきめ細かな活動経験の蓄積をもとに、行政の施策に対して先駆的な企画等を提案すること。

### ④　事業協力

各々の団体がそれぞれの特性を生かし、一定期間継続的な関係のもとで協力して事業に取り組むこと。

### ⑤　共催

共催（合同企画、企画参画）とは、複数の団体が協力し、事業主体（主催者）となって事業を行うこと。なお、市民活動団体間で、或いは市民活動団体と行政で構成された「実行委員会」や「協議会」という形態も、共催の一種です。

### ⑥　協定・契約

市民活動団体の柔軟性・機動性・専門性等を活用して、より効果的できめ細かな事業を進めるため、市民活動団体間で、或いは活動団体と行政の間で、協定・契約を結び事業を委ねること。

この場合、特に行政は、財政的なコスト削減のみを目的とせず、団体の専門性・特性等を生かした、より良い事業展開が図れること等を、共通の目標としていくことが重要です。

# 【参考２】　市民公益活動に関するＱ&Ａ

## Q1　熊本市が行っているボランティア登録制度はあるのですか?

◎「あいぽーと」または市民協働推進課で、個人登録及び団体登録ができます。
◎　登録会員の方には、直接、月２回【あいぽーと通信】をお送りし、ボランティアスタッフの募集、NPO 法人の事業や研修会等のお知らせ情報を提供しています。
◎　また、会員になるとボランティア活動保険に無料で加入できます。
※お問合せ（あいぽーと　366-0168　・　市民協働課　361-0168）

## Q2　自分達の団体活動の参加協力者の募集や、研修会等の開催を市民の皆さんに広くお知らせしたいのですが、どういう方法がありますか?

◎　情報提供書にご記入の上、「あいぽーと」にご提出下さい。
(情報提供書は市ホームページ上にも様式がありますので、内容を記載され、メールでも直接送れます。)
◎　頂いた情報は、随時、市のホームページに掲載し、広く情報提供しています。

## Q3　熊本市のボランティア活動保険は、いつでも加入できるのですか?

◎　公益活動を行うグループや団体であれば、いつでも加入できます。
◎　現在、自治会や子ども会などの地域の団体、ボランティア団体やNPO 法人など2100 を超える団体が加入されています。(保険料は市の負担です。)
◎　加入手続き等については、市民協働課（361-0168）へご相談下さい。

## Q4　活動資金を自分達で調達するためには、どんな方法がありますか?

◎　現在、多くの財団や企業等からの活動助成金制度(応募⇒審査⇒採用)があります。本市でも、多くの団体が会費等の収入とは別に、直接助成制度に応募され、助成金制度を活用されています。
(活動助成制度のお知らせは、随時、市ホームページにも掲載しています。)
◎　また、自治会や子ども会等の地域の団体では、地域での集団回収としてアルミ缶や古紙等の資源物をまとめて回収・売却し、活動資金とされている例も多くあります。

## Q5　自治会も法人格を取得できるのですか?

◎　地縁団体として、市長の認可を受けることにより、法人格を取得することができます。
（現在、本市では 80 を超える自治会が法人格を取得されています。）
◎　地域公民館・集会所の土地や建物などの資産を保有又は保有予定の自治会は、法人格の取得によって、団体名義での不動産登記ができるようになり、権利関係が明確になります。
◎　詳しくは各区まちづくり推進課（Ｐ４参照）までお問い合せください。

## Q6　校区自治協議会はどんな役割をもっているのですか?

◎　校区自治協議会は、自治会をはじめ社会福祉協議会、青少年健全育成協議会、防犯協会、公民館など小学校区の地域の団体で構成された組織です。
◎　住みよく暮らしやすいまちづくりを目指し、参加団体がお互いに連携・協力しながら、年間行事の調整や広報誌により地域情報を発信したり、住民の意見を広く汲み上げて防犯・防災、環境美化、福祉など地域の様々な課題に取り組んでいます。
◎　校区自治協議会は、小学校区を単位とするコミュニティづくりの核となる組織として、市内９２の小学校区に設立が進められています。

## Q7　地域コミュニティセンターはどのような施設ですか？

◎　地域コミュニティセンターは、まちづくりや地域福祉、健康増進、生涯学習など市民主体の地域づくり活動を支援するための拠点施設として、整備を進めています。
◎　管理運営は「指定管理者制度」により、校区の自治会をはじめ各種団体などで構成される運営委員会が行っており、様々な団体やグループ、あるいは子どもからお年寄りまで幅広い層の市民の皆さんが利用されています。

# この指針の検討にあたって

今回の「指針」の検討にあたっては、各活動団体の代表者、関係者等の立場から、次の市民の皆様方に、検討委員会の委員としてご参加いただき、平成１８年7月から 11 月にかけて、計９回の検討委員会が開催され、具体的な経験や実態に即した熱心なご議論をいただきました。

また、市民の皆さんにわかりやすい「指針」となるよう、できるだけ平易なことばで表現するよう心がけ、ご検討いただきました。

## 検討委員会　委員名簿

| 区分 | 氏名 | 所属団体・役職等 |
|---|---|---|
| 学識経験者 | 荒木昭次郎先生<br>（会長） | 熊本県立大学総合管理学部教授<br>東海大学名誉教授 |
| 地域団体関係者 | 丸山　鶴雄さん<br>（会長職務代理者） | 桜木東校区自治協議会会長<br>桜木東校区２町内自治会長 |
| | 森山　弘子さん | 碩台校区 10 町内自治会長 |
| NPO 法人関係者 | 福島　貴志さん | (NPO 法人)IOB スポーツ推進事業団理事長 |
| | 中島久美子さん | (NPO 法人)熊本県子ども劇場連絡会副代表理事<br>(熊本市子ども劇場連絡会代表) |
| ボランティア団体関係者 | 村山　知之さん | 立田山自然探検隊副会長 |
| | 安達　由美さん | 自立の店「ひまわり」<br>カフェひまわり　女性センター店リーダー |
| 公募市民 | 鳥飼　吉継さん | 日本たばこ熊本支店　業務部 |
| | 益田香代子さん | 崇城大学　教務課 |

# 検討委員会開催経過

| | 開　催　日 | 内　　容 |
|---|---|---|
| 第１回 | 平成18年　7月28日 | 市民公益活動全般についての意見交換及び今後の進め方について協議 |
| 第2回 | 平成18年　8月　9日 | 市民公益活動の概念・社会的意義と役割について協議 |
| 第3回 | 平成18年　8月18日 | 「市民公益活動」と「市民活動団体」について協議 |
| 第4回 | 平成18年　8月29日 | 市民活動団体間の連携について協議 |
| 第5回 | 平成18年　9月11日 | 協働の原則・形態について協議 |
| 第6回 | 平成18年　9月29日 | 活動推進のための支援策について協議 |
| 第7回 | 平成18年10月13日 | 指針案全体の編集 |
| 第８回 | 平成18年10月24日 | 指針案各章別に再度意見交換 |
| 第９回 | 平成18年11月　7日 | 指針案最終確認 |
| | 平成18年11月24日 | 市長へ答申 |